要介護者で配食サービスのみを利用する者の取り扱いについて

（平成28年9月1日版）

１　概要

　　平成28年4月1日から実施している高齢者配食サービスにおいて、要介護者で配食サービスのみを利用する者については、事業開始当初にその取り扱いを周知させていただきました。しかし、事業を実施していく中で、当初の取り扱いでは利用者に不都合が生じる場合があるため、その取り扱いを改めさせていただきます。

２　新しい取り扱いについて

◇　平成28年4月1日時点の取り扱い

要介護者が配食サービスのみを居宅サービス計画に位置づけて利用することはできない。

配食サービスのみを利用する場合には、介護認定有効期間終了後又は要介護認定の取消しをした後に、介護予防・生活支援サービス事業対象者となる手続きを行い、ケアマネジメントＣにより介護予防サービス計画（私の介護予防プラン）に配食サービスを位置づける。

◇　平成28年9月1日以降の取り扱い

原則として、配食サービスのみを利用する場合には、介護認定有効期間終了後又は要介護認定の取消しをした後に、介護予防・生活支援サービス事業対象者となる手続きを行い、ケアマネジメントＣにより介護予防サービス計画（私の介護予防プラン）に配食サービスを位置づける。

例外として、要介護者が配食サービスのみを居宅サービス計画に位置づけて利用することは可能であるが、その場合において居宅サービス計画費を請求することはできない。

新しい取り扱いにおいては、「居宅サービスと配食サービスを併せて利用する月」と「配食サービスのみ利用する月」が交互に生じるような場合でも、その都度要介護認定の取消しを行う必要はなくなります。

　不明な点があれば以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

高崎市役所長寿社会課 地域包括支援担当

住所：群馬県高崎市高松町35-1　　電話：027-321-1319（直通）